

# いじめ防止 基本方針（抜粋） 和知小学校

平成26年4月1日策定

## はじめに

ここに定める「小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

## 1 いじめ問題に対する基本的考え方

### （1）定義 法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### （2）基本認識

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

- （3）学校としての構え
  - ・児童の安全・安心を最優先
  - ・教職員の組織的な指導体制
  - ・「いじめは人間として絶対に許されない」を児童に徹底
  - ・児童を大切にすることを教職員の意識や態度の醸成
  - ・継続した指導と保護者との連携

## 2 未然防止のための取り組み

- （1）魅力ある学級・学校づくり
  - ・分かる・できる授業の推進
  - ・規範意識・主体性・自治力等を育成する指導
- （2）生命や人権を大切にすることを指導
  - ・豊かな心の育成（パッテロースピリッツの醸成）
- （3）全ての教育活動を通じた指導
  - ①自己有用感を与える
  - ②共感的な人間関係の育成
  - ③自己の可能性の開発援助
- （4）ネットいじめに対する対策の推進
  - ・教職員・保護者間で共通理解
  - ・情報モラル教育の指導の充実
  - ・児童間の話し合いや、保護者や地域の方も交えた交流会の充実

## 3 いじめの早期発見・早期対応

- （1）的確な情報収集、校内連携体制の充実
- （2）教育相談の充実
- （3）教職員の研修の充実
- （4）保護者との連携
- （5）関係機関等との連携

## 4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実施するため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ① 名称：いじめ未然防止・対策委員会
- ② 構成：学校職員、学校運営協議会員、町いじめSV、SC等
- ③ 運営：6月と2月に委員会を置く。  
※早期対応できるよう実務部会を置く。

## 5 令和6年度の主な取組計画

- ・教育相談アンケート 年6回
- ・教育相談週間 年2回
- ・ぼかぼか言葉運動 年2回
- ・ネット研修（3・4年）1月中旬  
（5・6年）12月上旬
- ・ひびきあいの日・人権集会 12月上旬
- ・職員研修等



## 6 いじめ問題発生時の対応

- （1）問題発生時・発見時の初期対応
  - ①いじめの訴え、情報、兆候の察知
  - ②管理職等への報告と対応方針の決定
  - ③事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で保護者の協力を得て）
  - ④いじめを受けた側の児童のケア
  - ⑤いじめた側の児童への指導
  - ⑥保護者への報告と協力依頼
  - ⑦関係機関との連携（教育委員会・警察・子相等の連携）
  - ⑧経過の見守りと継続的な支援
- （2）「重大事態」発生時の対応
  - ・教育委員会への報告
  - ・教育委員会指導の下での調査
  - ・調査報告と該当保護者へ情報提供
  - ・生命に危害が及ぶ恐れがあれば警察に連絡

## 7 学校評価の留意点

- 次の2点を加味し評価すること
  - ・いじめの早期発見の取組に関すること
  - ・いじめの再発を防止するための取組に関すること

## 8 個人情報の取り扱い

- いじめ問題が重大事態の調査組織においてもアンケート調査などが資料として重要になることから、適切に保存する。（5年間）

八百津町立和知小学校  
電話 0574(43)0510  
FAX 0574(43)3666